

② 超過利子額の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十七(二)の三

平三十一・四・一以後終了事業年度分

調整所得金額 (別表十七(二)の二)「16」		1	円	関連者純支払利子等の額 (別表十七(二)の二)「3」		3	円
(1) × 50%		2		(2) > (3) の場合 (2) - (3)		4	
事業年度	超過利子額	調整対象超過利子額に係る当期損金算入額 (対象事業年度の(23))	差引 (5) - (6)	当期損金算入額 (当該事業年度の(7)又は((4)-当該事業年度前の(8)の合計額)のうち少ない金額)		翌期繰越額 (7) - (8)	
	5	6	7	8	9		
・	円	円	円	円	/		
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							
当期分 (別表十七(二)の二)「24」又は「29」	/		/		/		
超過利子額の損金算入額 ((6) の計) + ((8) の計)						10	円
調整対象超過利子額に係る当期損金算入額の計算							
対象事業年度		11	:				
対象事業年度に係る超過利子額 (対象事業年度の別表十七(二)の二)「24」		12	円	対象事業年度に係る関連者 支払利子等の額の合計額 (対象事業年度の別表十七(二)の二)「1」		13	円
特定子法人の名称		14					
本店務 又は所 はの主 所た在 る	国名又は地域名	15					
	所在地	16					
特定子法人事業年度		17	・	・	・	・	・
(17)の期間のうち法人の対象事業年度終了の日後の期間を除いた期間		18	・	・	・	・	・
(13)のうち特定子法人に対して (18)の期間に支払われたもの		19		円		円	円
調整対象超過利子額 (12) × $\frac{(19)}{(13)}$		20					
特定子法人事業年度に係る 課税対象金額等 (別表十七(三)「36」、別表十七(三)の二「2」、別表十七(三)の八「28」、別表十七(三)の九「9」又は別表十七(三)の十「11」)		21					
(20)と(21)のうち少ない金額		22					
合		計				23	
((22)欄の合計)							